

合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

2 市長は、前項の規定により助言し、又は指導しようとする場合において必要と認めるときは、川崎市都市景観審議会の意見を聴くことができる。

3 第1項の規定による助言及び指導は、前条第1項又は第6項の規定による届出のあった日の翌日から起算して4週間以内に行うものとする。ただし、前項の規定により川崎市都市景観審議会の意見を聴く場合においては、この限りでない。

4 市長は、前条第1項又は第6項の規定による届出をしなかった者又は第1項の規定による助言及び指導に従わない者に対し、届出をし、又は助言及び指導に従うよう勧告することができる。

（経過措置）

第22条
新たに景観形成基準が定められた都市景観形成地区において、第19条各号に掲げる行為を行おうとする者（第20条第3項に規定する者を除く。）で、第17条第6項の規定による景観形成基準の告示の日から起算して4週間以内に当該行為に係る法令上の手続の日があるものは、当該告示の日以後、速やかに第20条第1項の規定による届出をしなければならない。

2 第20条第7項及び前条の規定は、前項の規定により行う届出について準用する。

第5章 着手届等

（着手届）

第23条
法第16条第1項の規定による届出をした者若しくは同条第5項後段の規定による通知をした者又は第20条第1項の規定による届出をした者は、当該届出又は通知に係る行為において、外壁の塗装その他の外観の仕上げの工事に着手しようとするときは、当該届出又は通知をした際に外観の仕上げに使用する材料を用いた外壁等の見本を市長に提出した場合を除き、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

（完了届等）

第24条
法第16条第1項の規定による届出をした者若しくは同条第5項後段の規定による通知をした者又は第20条第1項の規定による届出をした者は、当該届出又は通知に係る行為を完了したとき、又は中止したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

（指導及び勧告）

第25条
市長は、前2条の規定による届出をしなかった者に対し、当該届出をするよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導に従わない者に対し、当該指導に係る届出をするよう勧告することができる。

第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続

第26条
市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物又は法第28条第1項に規定する景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ川崎市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、直ちにその旨を公告するものとする。

3 市長は、法第22条第1項又は第31条第1項の許可をするに当たって必要と認めるときは、川崎市都市景観審議会の意見を聴くことができる。

第7章 都市景観審議会

第27条
都市景観の形成に関する重要な事項を調査審議するため、川崎市都市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 景観計画の策定及び変更に関すること。
- 都市景観形成地区の指定等に関すること。
- 景観形成方針又は景観形成基準の策定及び変更に関すること。
- 景観重要建造物等の指定に関すること。
- 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例（平成21年川崎市条例第12号）第10条第2項第8号の規定により市長が認める同条例第1条に規定する建築物等に関すること。
- その他都市景観の形成に関する重要な事項

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

7 臨時委員は、市長が委嘱する。

8 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

9 審議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 雑則

（助成等）

第28条
市長は、第16条の規定により認定を受けた景観形成協議会又は都市景観の形成に寄与すると認められる行為を行おうとするものに対し、都市景観の形成に関し専門的知識を有する者の派遣若しくは技術的援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。

2 市長は、都市景観の形成に寄与していると認められる行為を行ったものを表彰することができる。

（委任）

第29条
この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第3章、第4章、第22条及び第23条の規定の施行期日は、市長が定める。（平成8年6月28日規則第56号で、ただし書に規定する規定は、平成8年7月1日から施行）（経過措置）

2 大規模建築物等について、第18条に規定する行為を行おうとする者（第19条第2項に規定する者を除く。）で、この条例（前項ただし書に規定する規定に限る。）の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して4週間以内に当該行為に係る法令上の手続の日があるものは、施行日以後、速やかに第19条第1項の規定による届出をしなければならない。

3 第19条第3項及び第20条の規定は、前項の規定により行う届出について準用する。

附 則（平成19年12月19日条例第60号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第13条に定めるもののほか、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する建築物（法第7条第2項に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築等（法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。以下同じ。）又は工作物（新条例第2条第3号に規定する工作物をいう。以下同じ。）の建設等（法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。以下同じ。）であって、改正前の条例（以下「旧条例」という。）第15条第1項又は第19条第1項の規定による届出をしたもの及び旧条例第15条第2項又は第19条第2項の規定による協議をしたもの並びに施行日から平成20年7月30日までにおいて着手する建築物の建築等又は工作物の建設等であって、同条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による協議を要しないこととされているものとする。

3 施行日前に旧条例第15条第1項又は第19条第1項の規定によりされた届出に係る助言又は指導については、なお従前の例による。

4 新条例第20条第6項、第23条及び第24条の規定は、施行日以後に法第16条第1項の規定による届出又は新条例第20条第1項の規定による届出をした建築物の建築等又は工作物の建設等について適用する。

附 則（平成21年3月26日条例第15号）

この条例は、平成21年3月31日から施行する。

附 則（平成31年3月18日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第13条に定めるもののほか、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する建築物（法第7条第2項に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築等（法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。以下同じ。）又は工作物（川崎市都市景観条例第2条第3号に規定する工作物をいう。以下同じ。）の建設等（法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。以下同じ。）であって、改正前の条例（以下「旧条例」という。）第13条第1項各号に掲げる行為のうち、施行日前に法第16条第1項の規定による届出をしたもの及び同条第5項後段の規定による通知をしたもの並びに施行日から平成31年7月30日までに

において着手する建築物の建築等又は工作物の建設等であって、旧条例第13条第1項本文に規定する行為とする。

附 則（令和3年6月23日条例第56号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第2章の2の規定は、令和4年3月2日以後に景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をしようとする建築物（法第7条第2項に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築等（法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。以下同じ。）又は工作物（川崎市都市景観条例第2条第3号に規定する工作物をいう。以下同じ。）の建設等（法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をした、又はしようとする建築物の建築等又は工作物の建設等については、なお従前の例による。